

**鳥取県告示第727号**

次の医療機関を平成24年10月21日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成27年10月20日